

滋賀県食の安全・安心審議会の 公募委員の募集について

食の安全・安心の確保に関する事項についての調査審議などを行うため、滋賀県食の安全・安心推進条例(平成21年滋賀県条例第90号)第23条に基づき設置する滋賀県食の安全・安心審議会の委員の一部(以下「委員」という。)を募集します。

◆募集内容

(1)応募資格：

県内に居住、通学または通勤される方で、年齢が満18歳以上(令和6年8月1日現在)の方。
※ただし、国や地方公共団体の議員や常勤の公務員の方または県が設置している他の審議会等の委員を委嘱されている方は応募できません。

(2)募集人数： 2名

(3)委員の職務：

他の委員の方々とともに、食の安全・安心の確保に関する事項等について意見を述べていただきます。

- ・審議会は、この公募により選ばれた委員と食品関係団体、学識経験者などから選ばれた委員(合計15名以内)で構成されています。
- ・令和6年度は1回程度の開催を予定しています。
- ・会議に出席していただいた時は、報酬および交通費をお支払いします。

(4)委員の任期： 令和6年8月1日から2年間。

◆応募について方法

(1)提出方法： 次の書類を郵送、ファックスまたはEメールで提出してください。

- ①滋賀県食の安全・安心審議会委員応募書(別紙)
- ②次のテーマについて、800字程度にまとめた意見書(書式自由)
「食の安全・安心についての提案や意見書」

※意見書の様式は特に定めておりませんので、原稿用紙や便せんなどを利用して作成してください。
※(Eメールの場合は、テキスト形式、ワード形式またはPDFとしてください。データ送付の際は「.docx」など新形式ファイルをご利用ください)

(2)応募書の入手方法：

- ・県庁生活衛生課、各保健所、各市町ならびに消費生活センターで配布します。
- ・滋賀県のホームページからもダウンロードできます。

(3)応募の締切：令和6年5月30日(木)必着。

(4)応募先および問い合わせ先：

〒520-8577 滋賀県 健康医療福祉部 生活衛生課 食の安全推進室
TEL:077-528-3643 FAX:077-528-4861
Eメールアドレス:shokunoanzen@pref.shiga.lg.jp
HPアドレス:<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/syokunoanzen/337401.html>